

令和6年度  
大淀「北野台」宅地分譲  
ご案内

奈良県土地開発公社

〒639-1041

□大和郡山市満願寺町60-1  
(奈良県郡山総合庁舎3階)

□総務用地課

□TEL 0743-51-0252 (直通)  
<http://www.nara-kousha.or.jp/tochi/>

## 大淀「北野台」宅地分譲のご案内

所在 吉野郡大淀町大字北野

地番	公簿面積 (㎡)	分譲価格 (円)	内金(契約時) (円)	残金 (円)	備考
95-4	330.04	4,200,000	500,000	3,700,000	
95-5	330.54	4,200,000	500,000	3,700,000	
95-6	328.72	4,200,000	500,000	3,700,000	
95-14	332.14	4,400,000	500,000	3,900,000	電柱・ 支線有り
97-6	312.91	4,100,000	500,000	3,600,000	
98-3	264.79	3,800,000	500,000	3,300,000	電柱有り
98-4	276.20	3,300,000	500,000	2,800,000	
98-8	216.31	2,900,000	500,000	2,400,000	
98-9	225.12	3,000,000	500,000	2,500,000	
103-7	233.98	2,600,000	500,000	2,100,000	電柱・ 支線有り

※先着順受付のため、商談中の場合もありますのでお問合せ下さい。

## 分譲受付について

- ①受付時間は午前9時から午後5時までです。当公社総務用地課で先着順に行います。ただし、土・日曜日、祝日、年末年始は受付いたしません。（原則として郵送による受付は行いません。）  
所定の申込書（5ページ）にて受付けます。申込書の有効期限は30日間です。  
ただし、受付開始時刻に同一の区画に複数の希望者があった場合のみ、その場で抽選をします。
- ②受付時は、本人と確認できるものをご用意ください。また、代理人の場合、申込者との関係を確認させていただきます。
- ③共有登記される場合は、申込書受付時点でお申し出ください。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用は認められません。また、風俗営業等の使用も認められません。
- ⑤不実の記載他、このきまりに違反する申し込みは無効とします。

## 分譲地について

- ①分譲地は現状有姿にて引き渡します。必ず現地をご確認の上、ご契約ください。  
区画によっては、敷地内に電柱、支線、共架物等の占有物があります。
- ②建築に際しては、関係法令、地区計画、建築協定等を遵守して下さい。
- ③擁壁等が必要な場合は、隣接の所有者と立会のうえ、購入者の負担で施工してください。
- ④分譲地の地盤強度については、当公社では調査しておりません。  
もし、建物建築にあたって地盤の改良、補強工事等が必要な場合は、その費用は購入者のご負担となります。なお、契約前に調査をされる場合は、公社へ申し出てください。この時の調査費用は申込者のご負担となります。

## 売買契約について

- ①契約に関する事項は、別途、郵送により通知いたします。  
申込受付から30日以内に売買契約の締結をしていただきます。  
この「ご案内」記載内容の確認、現地確認、資金計画等を確認のうえご契約ください。
- ②売買契約締結は、契約金のうち金50万円（1区画につき）を当公社指定の口座へ納入していただき、入金確認後、契約を締結します。
- ③契約時に、契約書貼付用収入印紙をご持参下さい。  
その他、残金及び所有権移転については、契約締結後、必要書類をお渡しいたします。
- ④残金納入期限は、契約後30日以内とします。
- ⑤契約後、購入者の事情による契約解除があった場合は違約金が発生します。
- ⑥売買面積は公簿面積で契約します。後日、実測面積と差異が生じても、売買代金の変更分は互いに請求できません。

## 所有権移転と引渡し

- ①分譲価格全額のお支払いがあった時に、現状有姿にて引き渡します。
- ②同時に所有権を移転します。
- ③所有権移転後の公租公課等、物件の管理はご購入者の負担となります。

## 登記について

- ①所有権移転登記手続きは当公社にて行います。
- ②この登記に必要な、登録免許税、添付書類は別途納入、提出していただきます。
- ③共有名義で登記ができますが、贈与税が課税される場合があります。各自税務署でご確認ください。
- ④登記完了後、「登記識別情報通知」をお渡しします。

## その他

- ①受付時点での登記簿の所有者名は「奈良県土地開発公社」です。
- ②現状有姿で宅地をお引き渡しいたしますので現地をよくご確認のうえお申込み下さい。
- ③宅地引渡日以降は、購入者が責任をもって宅地の維持管理をして下さい。

## 分譲地の概要

所在地	吉野郡大淀町北野			
地目	公簿	宅地	現況	宅地
面積	公簿売買		私道負担	無し
接道道路	街区道路 6 m (建築基準法第42条第1項第1号 道路アスファルト舗装)		建築条件	無し
			契約内金	50万円
買主負担	登記費用： 契約印紙代： 引き渡し後の固定資産税			
用途地域	第1種低層住居専用地域			
建ぺい率	50%		容積率	80%
その他制限	壁面後退： 1 m 宅地造成工事規制区域 擁壁： なし（擁壁を施工する場合は、宅地造成等規制法に基づく規制あり）			
電気	関西電力(株)		ガス	集中プロパンガス (阪奈堀川ガス株式会社)
水道	町営水道（大淀町）		下水道	公共下水道(公共汚水柵設置済)
校区	大淀町希望ヶ丘小学校		大淀中学校	
交通機関	近鉄（吉野線）「六田」駅より徒歩約22分			

- 道路上及び敷地内の電柱・支線は移設出来ません。
- 敷地内に電柱・支線が有る区画は、占有者より占有依頼があります。
- 車を使用される場合は、敷地内にその車庫スペースを確保されるようお願いします。
- 周辺の地勢上、テレビ電波の受信が困難な場合が想定されます。
- この分譲地は土地の地番が住所となります。
- 建築にあたっては、建築協定及び地区計画の確認をお願いします。奈良県中和土木事務所建築課（0744-48-3079）にお問い合わせください。
- 当該区域を活動区域とする「北野台自治会」（地方自治法による地縁団体）があります。  
自治会入会にあたっては、入会金（初回）・自治会費（月額）が必要です。
- 現状有姿にて引き渡しますので、必ず現地確認をお願いします。
- 北野台住宅工事遵守事項については、関係機関にお問い合わせください。

※この「分譲地の概要」は、申込者が物件の概要を把握していただくための参考資料ですので、必ず申込者ご自身にて現地確認、関係法令及び諸規制についての調査確認を行ってください。

## 大淀「北野台」の分譲申込書

奈良県土地開発公社

理 事 長 殿

私は、貴公社所有の分譲宅地を現状有姿のうえ、譲り受けの申込みをします。

申込みの区画	
--------	--

申 込 者	ふりがな  お名前		印
	ご住所	〒	
	お電話番号		
昼間の連絡先	(携帯電話や勤務先等)		

受 付 印

- この申込書は、返却いたしません。また、個人情報保護法に基づき目的以外には一切使用しません。
- 契約につきましては、書類作成に1週間程度かかりますので、会社からご連絡いたします。
- ご契約にあたりご準備いただくものは別途ご連絡いたします。